

緊急調整措置に関する法令について

(道路運送法)

(緊急調整措置)

第8条 国土交通大臣は、特定の地域において一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力（以下この条において単に「供給輸送力」という。）が輸送需要量に対し著しく過剰となっている場合であって、当該供給輸送力が更に増加することにより、輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認めるときは、当該特定の地域を、期間を定めて緊急調整地域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、告示によって行う。

3 国土交通大臣は、第1項の規定による緊急調整地域の指定をした場合には、第4条第1項の許可の申請が一般乗用旅客自動車運送事業に係るもので、かつ、当該申請に係る営業区域が当該緊急調整地域の全部又は一部を含むものであるときは、当該許可をしてはならない。

4 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）は、第1項の規定による緊急調整地域における供給輸送力を増加させるものとして国土交通省令で定める事業計画の変更をすることができない。

(道路運送法施行規則)

(緊急調整措置)

第7条 法第8条第4項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、次に掲げるものとする。

緊急調整地域における営業区域の設定

緊急調整地域における営業所に配置する事業用自動車の合計数の増加

第4条第4項第3号の地域にあつては、緊急調整地域における営業所に配置するタクシーの合計数の増加

注) 第4条第4項第3号の地域は、タクシーとハイヤーの区別を行っている地域をいう。